

科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程（抄）

平成18年9月22日
独立行政法人日本学術振興会
科学研究費委員会決定
一部改正 平成19年12月17日

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、科学研究費委員会（以下「委員会」という。）（別添1）において行う科学研究費補助金（基盤研究等）に係る審査及び評価（以下「評価」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究課題 科学研究費（特別推進研究、基盤研究、萌芽研究、若手研究、奨励研究）、特別研究員奨励費、学術創成研究費の対象となる個々の研究をいう。
- 二 成果公開 研究成果公開促進費（学術定期行物、学術図書、データベース）の対象となる個々の事業をいう。
- 三 審査委員又は評価者 委員会並びに委員会規程第8条、第10条及び第12条に定める部会、小委員会、運営小委員会に属する委員及び専門委員をいう。
- 四 被評価者 下記の者のうち、評価の対象となっている者を総称する場合をいう。
（下記の者のうち審査の対象となっている者を総称する場合は「応募者」という。）
 - (1) 科学研究費（特別推進研究、基盤研究、萌芽研究、若手研究、奨励研究）の研究課題の研究代表者
 - (2) 研究成果公開促進費（学術定期行物、学術図書、データベース）の成果公開の代表者
 - (3) 特別研究員奨励費の研究課題の研究代表者
 - (4) 学術創成研究費の研究課題の研究代表者
- 五 推薦者 学術創成研究費として推進すべき研究テーマを推薦する者をいう。
- 六 評価協力者 基盤研究（S）、若手研究（S）及び学術創成研究費の研究進捗評価及び事後評価において、研究課題ごとに選定する学識経験のある者をいう。

（評価の種類）

第3条 評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査（事前評価）
- 二 研究進捗評価
- 三 事後評価

(評価の時期)

第4条 評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査 応募書類の受理後、速やかに行う。
- 二 研究進捗評価 第3章に定める時期に行う。(特別推進研究、基盤研究(S)、若手研究(S)及び学術創成研究費の研究課題に限る。)
- 三 事後評価 研究期間終了年度の翌年度に行う。(特別推進研究、基盤研究(S)及び学術創成研究費の研究課題で研究進捗評価を受けていない研究課題に限る。)

(評価の方法)

第5条 評価は、独創性、先駆性、学問的意義及び社会・経済への貢献度を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による評価
- 二 合議による評価
- 三 ヒアリングによる評価
- 四 現地調査による評価

(守秘の徹底)

第6条 評価の過程は、非公開とする。

2 審査委員(評価者)及び評価協力者(以下「評価者等」という。)は、評価の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。

- 一 計画調書、研究進捗状況報告書及び研究終了報告書並びにそれらの内容(被評価者が情報提供に同意したものを除く。)
- 二 評価においてヒアリング又は現地調査対象の研究課題となっているかどうかに関する情報(被評価者に通知するまでの間)
- 三 評価者等の発言内容及び評価に関連して評価者等を特定できる情報(氏名、所属機関及び専門分野を含む)
- 四 評価者等が行う評点及びその集計結果
- 五 評価の結果(被評価者に開示されるまでの間)
- 六 各部会、各小委員会、各運営小委員会に属する評価者等の氏名等(公表されるまでの間)
- 七 その他非公開とされている情報

3 評価者等は、評価結果についての問い合わせに応じないものとする。

(研究者倫理の遵守)

第7条 評価者等は、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

(利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除(利益相反)の取扱いについては、次のとおりとする。

- 一 科学研究費、特別研究員奨励費、学術創成研究費の場合
 - (1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者である場合、及び学術創成研究費において評価者等自身が推薦した研究課題である場合は、評価に加わらないこととする。
 - (2) 評価者等が、研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
 - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ② 緊密な共同研究を行う関係

(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究
会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)

- ③ 同一研究単位での所属関係 (同一講座の研究者等)
- ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
- ⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

二 研究成果公開促進費の場合 (略)

(評価結果の開示等)

第9条 審査の結果の開示は、第13条に定めるとおりとする。

2 研究進捗評価の結果の開示及び公表は、第17条に定めるとおりとする。

3 事後評価の結果の開示及び公表は、第20条に定めるとおりとする。

4 審査委員(評価者)及び評価協力者の氏名等は、評価終了後、一般に公開する。

第2章 審査（事前評価）

（審査の方針）

第10条 審査は、平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費補助金の審査の基本的考え方」を踏まえ、次の方針により行うものとする。

一 全研究種目共通の方針

- (1) 平成17年3月に内閣総理大臣決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の趣旨及び平成17年9月に文部科学大臣決定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」に則り、厳正な審査を行う。
- (2) 研究課題及び成果公開は、各研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。
研究課題の選定に当たっては、研究目的の明確さ、研究の独創性、学術的な波及効果等を考慮するとともに、当該研究者の従来の研究経過・成果をも厳正に評価する（萌芽研究を除く。）。その上で、研究計画に妥当性があり、研究成果の期待できるものを選定するようにする。なお、その際、新しい学問分野の開拓及び進展についても十分配慮する。
また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与するものを選定するようにする。
- (3) 研究代表者が研究分担者ととも研究組織を構成する研究課題にあつては、研究組織の構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるものを選定する。
- (4) 採択した研究課題又は成果公開に対しては、その研究又は事業の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。
- (5) 特別推進研究又は基盤研究の研究課題のうち研究期間が4年以上のものであつて、研究期間の最終年度に当たる研究課題の研究代表者が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望して応募した研究課題（以下「研究計画最終年度前年度の応募課題」という。）については、当該科学研究費による研究のこれまでの成果を適切に評価した上で、他の新規応募研究課題と同等の扱いにより、厳正に審査を行う。
- (6) 研究課題の他の研究種目（審査区分）又は専門分野への移し換えはしない。
- (7) 相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究課題又はアンケート調査等を行う研究課題については、人権及び利益の保護の取扱いについて十分配慮する必要がある。
- (8) ヒト遺伝子解析研究等（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究）に係る研究課題については、法令等の遵守への対応に十分配慮する必要がある。

二 研究種目（審査区分）別の方針

(1) 科学研究費（特別推進研究）

① 研究課題の選定方針

ア 国際的に高い評価を得ている研究をより一層推進するために、研究費を重点的に交付することにより、格段に優れた研究成果が期待される一人又は比較的少人数の研究で行う研究課題を選定する。

イ 研究計画最終年度前年度の応募として再構築された研究課題については、基となった継続研究課題の研究が、当初計画どおり順調に推進され新たな知見等が得られ、今回再構築された研究計画に十分生かされていて、当該研究課題を推進することにより、研究の更なる発展が見込まれるものを選定する。

② 研究課題の研究期間

3年から5年以内とする。

③ 継続研究課題の取扱い

継続の可否を十分に審査するとともに、経費の増額については、新規応募研究課題の配分に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

④ 翌年度以降の内約額の取扱い

翌年度以降に内約する金額の配分については、採択された研究課題の研究が十分遂行し得るよう配慮すること。ただし、内約額が増加することによって、翌年度以降の新規応募研究課題の審査に少なからず影響を及ぼすことも考慮すること。

⑤ 他の研究課題の受入・応募等の状況の取扱い

ア 他の研究課題の受入・応募等の状況は、「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。

イ 採択候補研究課題については、研究計画調書の「他の研究課題の受入・応募等の状況」欄を参照し、研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当しないかどうかを確認する。

ウ 応募研究課題を研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当することを理由として不採択とする場合には、小委員会全体の合議により決定する。

⑥ エフォートの取扱い

エフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合）は、「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。

ただし、エフォートは、研究課題の遂行が可能であると判断した研究代表者又は研究分担者が、研究計画調書作成時において、予想で記載しているものであり、その割合については、採択後に変更することができる点に留意する。

(2) 科学研究費（基盤研究、萌芽研究、若手研究）（略）

(3) 科学研究費（奨励研究）（略）

(4) 研究成果公開促進費（略）

(5) 特別研究員奨励費（略）

(審査の実施体制)

第11条 委員会において行う審査は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	審査事項
審査・評価第一部会に置く運営小委員会及び3小委員会	・特別推進研究の研究課題
審査・評価第二部会に置く運営小委員会及び10小委員会	・基盤研究（S）の研究課題 ・若手研究（S）の研究課題
審査第一部会に置く運営小委員会及び15小委員会	・基盤研究（A）（審査区分「一般」）の研究課題 ・基盤研究（B）（審査区分「一般」）の研究課題 ・萌芽研究の研究課題
審査第一部会に置く3小委員会	・基盤研究（A）（審査区分「海外学術調査」）の研究課題 ・基盤研究（B）（審査区分「海外学術調査」）の研究課題
審査第二部会に置く運営小委員会及び15小委員会	・基盤研究（C）（審査区分「一般」）の研究課題 ・若手研究（A）の研究課題 ・若手研究（B）の研究課題
審査第二部会に置く運営小委員会	・特別研究員奨励費の研究課題
審査第三部会に置く運営小委員会及び7小委員会	・若手研究（スタートアップ）の研究課題
奨励研究部会	・奨励研究の研究課題
成果公開部会に置く運営小委員会及び4小委員会	・学術定期刊行物の成果公開 ・学術図書の結果公開 ・データベースの結果公開

(審査の方法)

第12条 審査の方法は、次のとおりとする。

一 審査・評価第一部会

(1) 審査の進め方

① 新規研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ア 各小委員会は、応募研究課題の中から、ヒアリングを行う応募研究課題（以下「ヒアリング研究課題」という。）を選定する。
- イ 各小委員会は、選定したヒアリング研究課題について、ヒアリングを行い採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定する。
- ウ 運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、合議により採択研究課題を決定する。

〔各小委員会における採択候補研究課題の決定までの進め方〕

ア ヒアリング研究課題の選定

各小委員会は、研究計画調書及び文部科学省から提供された審査意見書（ヒアリング研究課題を選定する際の資料とするため、応募研究課題ごとに選定した審査意見書作成者が作成）をもとに、「(2)(ア) 審査に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、各審査委員が行うヒアリングの可否についての審査の結果に基づき、合議によりヒアリング研究課題を選定する。

イ ヒアリングの実施

各小委員会におけるヒアリングは、研究計画調書、追加説明資料及び審査意見書をもとに、次のとおり行うこととする。

- a 時間配分の日安
 - (a) 新規に応募された採択候補研究課題の選定に係るヒアリング
 - (ア) 研究代表者等から研究内容の説明・・・・・・・・・・ 10分
 - (イ) 質疑応答・・・・・・・・・・ 20分
 - (ウ) 審議及びコメントの記載・・・・・・・・・・ 5分
 - (b) 研究計画最終年度前年度の応募研究課題又は研究計画の最終年度に引き続いて当該研究課題に係る研究を継続的に行うものとして、新規に応募された採択候補研究課題の選定に係るヒアリング
 - (ア) 研究代表者等からのこれまでの研究成果の報告、及び新規研究課題の研究内容の説明・・・・・・・・・・ 15分
 - (イ) 質疑応答・・・・・・・・・・ 20分
 - (ウ) 審議及びコメントの記載・・・・・・・・・・ 5分
- b 説明者
研究代表者を含め3名以内
- c 説明資料
研究計画調書及び追加説明資料

ウ 採択候補研究課題の選定

- a 各審査委員は、ヒアリングを行った研究課題について、「(2)(ア) 審査に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「(2)(イ) 審査基準」により審査を行う。
- b 各小委員会は、研究課題のヒアリング終了後、各審査委員の審査結果に基づき、合議により採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定するとともに、当該研究課題の査定案については、「(3)応募研究経費の査定案」により審査を行う。
- c 運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、配分総額の範囲内で、合議により採択研究課題を決定する。

② 継続研究課題

ア 研究費の増額を伴わない研究課題

- a 各小委員会は、研究計画調書及び中間評価結果をもとに「(2)(ア) 審査に当たっての着目点(a)～(d)」の各要素に着目しつつ、合議により研究課題の継続の可否について審査を行う。
- b 運営小委員会は、各小委員会が決定した継続の可否について合議により決定する。

イ 研究費の増額を伴う研究課題

- a 各小委員会は、研究計画調書及び中間評価結果をもとに「(2)(ア) 審査に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、合議により研究課題の継続の可否を審査した上で、増額に関するヒアリングの有無を決定する。
- b 各小委員会は、ヒアリングを行う研究課題について、研究計画調書、中間評価結果及び追加説明資料をもとに、次のとおりヒアリングを行うこととする。
 - (a) 時間配分の日安
 - (ア) 研究代表者等から増額応募に関する説明・・・・・・・・・・ 10分
 - (イ) 質疑応答・・・・・・・・・・ 20分
 - (ウ) 審議・・・・・・・・・・ 5分
 - (b) 説明者
研究代表者を含め3名以内
 - (c) 説明資料
研究計画調書及び追加説明資料
- c 各審査委員は、ヒアリングを行った研究課題について、「(2)(ア) 審査に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「(2)(イ) 審査基準」により審査を行う。

- d 各小委員会は、研究課題のヒアリング終了後、各審査委員の審査結果に基づき、合議により、増額の可否及び増額することとした研究課題の査定案について「(3) 応募研究経費の査定案」により審査する。
- e 運営小委員会は、各小委員会が決定したヒアリングを行わなかった研究課題の継続の可否、ヒアリングを行った研究課題の継続及び増額の可否、並びに増額することとした研究課題の査定案について合議により決定する。

(2) 審査に当たっての着目点及び審査基準

(ア) 審査に当たっての着目点

- (a) 特別推進研究として推進する必要性
 - ・国際的に高い評価を得ている研究をより一層推進するための研究種目である特別推進研究の対象として、ふさわしい研究であるか。
- (b) 研究の独創性及び研究の意義
 - ・研究目的、方法が独創的であるか。
 - ・学界等における関連研究の発展に対し、学術的又は社会的要請に応え、革新的な貢献をすることが期待されるものであるか。
- (c) 研究分野の現状と動向及びその中でこの研究課題の位置づけ
 - ・当該研究分野の現状と動向にかんがみ、当該研究分野において、世界の最先端を競いあっている研究であるか。
 - ・当該研究は、国際的な評価が高いか、あるいは高い評価を得られる可能性が高いものであるか。
- (d) 研究遂行能力及び当該分野における評価
 - ・研究者の研究業績にかんがみ、その研究を遂行し、成果をあげることが期待できるか。
 - ・国内において当該研究及びこれと競う研究を遂行している研究者のうちで、特別推進研究を遂行する者として適した者であるか。
 - ・同一又は複数の研究機関に所属する研究者が数人で共同して行う研究の場合、研究組織、研究施設・設備等の諸条件にかんがみ、有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められるものとなっているか。
- (e) 応募研究経費の妥当性
 - ・応募研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
 - ・購入を予定している設備備品等は研究計画上必要欠くべからざるものであるか。
 - ・研究計画のいずれかの年度において、「設備備品費」、「旅費」、又は「謝金等」のいずれかの経費が当該年度に応募研究経費の90%を超えている場合には、当該経費の研究計画遂行上の必要性が認められ、かつ有効に使用されることが見込まれるか。

(イ) 審査基準

評価	評 価 基 準
A	採択するに値するものである
A-	「A」に準ずるものである
B	「A-」よりもやや劣るものである
C	採択すべきではない

※ 研究費の増額を伴う研究課題の審査において、増額の可否を審査する場合は「採択」を「増額」と読み替える。

(3) 応募研究経費の査定案

応募研究経費の内容を踏まえ、どの程度の査定が適当であるか評価を行う。

(査定基準)

評価	査 定 基 準
5	査定率100%（応募研究経費どおりに配分）が適当である
4	査定率90%程度が適当である
3	査定率80%程度が適当である
2	査定率70%程度が適当である
1	研究計画と応募研究経費との整合性を欠いている

二 審査・評価第二部会 （略）

三 審査第一部会 （略）

四 審査第二部会 （略）

五 審査第三部会 （略）

六 奨励研究部会 （略）

七 成果公開部会 （略）

(審査結果の開示)

第13条

一 特別推進研究

各審査委員の研究課題に対する審査結果が特定されないように配慮した上で、採択された研究課題の研究代表者に対して、各小委員会における当該研究課題の審査結果の所見及び審査状況の総括を通知するとともに、審査結果の所見の概要を一般に公開する。

また、採択されなかった研究代表者には、当該研究課題の審査結果の所見及び審査状況の総括に加え、各小委員会が審査を行った研究課題の中における当該研究課題のおおよその順位を通知する。

二 基盤研究、萌芽研究、若手研究 （略）

三 奨励研究 （略）

四 研究成果公開促進費 （略）

第3章 研究進捗評価

(研究進捗評価の方針)

- 第14条 研究進捗評価は、対象となる研究課題の進捗状況を把握し、当該研究のその後の発展に資することを目的として行う。
- 2 研究進捗評価を受けた研究課題を継続ないし発展させる目的で、最終年度もしくはその前年度において特別推進研究、基盤研究、又は若手研究（S・A・B）に応募がなされた場合は、当該応募研究課題の審査のための資料として進捗評価結果を提供する。
- 3 研究進捗評価の一環として、研究終了時の成果について検証し、評価を行う。

(研究進捗評価の実施体制)

第15条 研究進捗評価の実施体制は次のとおりとする。

一 特別推進研究及び学術創成研究費

審査・評価第一部会に置く運営小委員会及び各小委員会において実施する。

二 基盤研究（S）及び若手研究（S）

審査・評価第二部会に置く運営小委員会及び各小委員会において実施する。

(研究進捗評価の方法)

第16条 研究進捗評価の方法は、次のとおりとする。

一 特別推進研究

(1) 研究進捗評価の時期及び方法

研究進捗評価は、次の時期に行うヒアリング及び現地調査等を踏まえ、合議により行う。最終年度前年度にヒアリングを実施する。ただし、3年間の研究課題については、最終年度に実施する。

現地調査の時期は、研究課題ごとに各小委員会で判断する。

研究終了翌年度に研究成果について検証、評価を実施する。ただし、第14条第2項による審査の結果、継続することとなった研究課題で当該審査年度に研究進捗評価を受けたものを除く。

(2) 現地調査の進め方

① 担当委員の決定

各小委員会は、現地調査を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、現地調査を担当する評価者2名程度を担当委員として決定する。担当委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

② 現地調査

(a) 現地調査で用いる資料

研究進捗状況報告書及び研究計画調書

(b) 時間配分の日安

2～3時間程度

(c) 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

評価者は、研究代表者の研究室等において、研究代表者及び研究分担者等から研究進捗状況報告書をもとに説明を受ける。

(d) 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担うとともに、指導・助言等を行う。

(e) 現地調査報告書の作成

担当委員は、現地調査の結果を現地調査報告書にまとめ、各小委員会に提出する。

(3) ヒアリングの進め方

① 担当委員の決定

各小委員会は、ヒアリング研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、担当委員を2名程度決定する。担当委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

② ヒアリング

(a) ヒアリングで用いる資料

研究進捗状況報告書、追加説明資料、現地調査報告書及び研究計画調書等

(b) 時間配分の目安

(ア) 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明 10分

(イ) 質疑応答 10分

(ウ) 審議及びコメント票の記載 5分

(c) 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

研究代表者等（3名以内）から、研究進捗状況報告書及び追加説明資料により説明を受ける。

(d) 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。

(e) 審議及びコメント票の記載

研究課題ごとにヒアリング終了後、評価者による審議を行い、「(5)① 評価に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「(5)② 評価基準」によりコメント票の記載を行う。

(4) 合議の進め方

① 各小委員会

各小委員会は、現地調査を行った研究課題について、担当委員から現地調査報告書に基づく報告を受け、合議により評価コメント案を作成する。

ヒアリングを行った研究課題について、「(5)① 評価に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「(5)② 評価基準」により合議を行い、研究進捗評価案を作成する。

なお、研究計画の変更、研究経費の減額又は研究の中止の必要性について検討する場合は、その具体的内容について慎重に判断する。

また、学術研究以外で問題があった場合は、評価コメント案及び研究進捗評価案に「F」を付し、その内容を示す。

② 運営小委員会

運営小委員会は、評価コメント案及び研究進捗評価案について合議を行い、評価コメント及び研究進捗評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

(5) 評価に当たっての着目点及び評価基準

① 評価に当たっての着目点

(a) 研究の進展状況

・当初の研究目的に沿って、着実に研究が進展しているか。

・今後の研究推進上、問題となる点はないか。

(b) これまでの研究成果

・当初の研究目的に照らして、現時点で期待された成果をあげているか。（あげつつあるか。）

・研究内容・研究成果の積極的な公表、普及に努めているか。

(c) 研究組織

・同一又は複数の研究機関に所属する研究者が数人で共同して行う研究においては、研究組織が研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められるものとな

- っているか。
- (d) 研究費の使用
- ・購入された設備等は有効に活用されているか。
 - ・その他、研究費は効果的に使用されているか。
- (e) 研究目的の達成見込み
- ・研究期間が終了するまでの間に研究目的を達成する見込みがあるか。
 - ・今後の研究計画・方法の妥当性はどうか。

② 評価基準

区分	評価基準
A+	当初目標を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる
A	当初目標に向けて順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる
B	当初目標に対して研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	当初目標より研究が遅れ、研究成果が見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

二 基盤研究（S）及び若手研究（S） （略）

三 学術創成研究費

(1) 研究進捗評価の時期及び方法

研究進捗評価は、次の時期に行うヒアリング等を踏まえ、合議により行う。
 最終年度前年度にヒアリングを実施する。
 研究終了後に検証、評価を実施する。
 なお、ヒアリングで判断できない場合は、現地調査を行う。

(2) ヒアリングの進め方

① 担当委員の決定

各小委員会は、ヒアリング研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、担当委員を2名程度決定する。

② ヒアリング

(a) ヒアリングで用いる資料

各小委員会におけるヒアリングは、研究進捗状況報告書、追加説明資料及び関係書類（研究計画調書、交付申請書及び実績報告書（収支決算報告書））等をもとに行う。

(b) 時間配分の目安

- (ア) 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明 10分
- (イ) 質疑応答 10分
- (ウ) 審議及びコメント票の記載 5分

(c) 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

研究代表者等（3名以内）から、研究進捗状況報告書及び追加説明資料により説明を受ける。

(d) 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。また、必要に応じて評価協力者の協力を受けるものとする。

(e) 審議及びコメント票の記載

研究課題ごとにヒアリング終了後、評価者及び評価協力者による審議を行い、「(5)

① 評価に当たっての着目点(a)～(f)」の各要素に着目し、「(5)② 評価基準」によりコメント票の記載を行う。

(3) 現地調査の進め方

① 担当委員の決定

各小委員会は、現地調査を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、現地調査を担当する評価者2名程度を担当委員として決定する。担当委員は、必要に応じて評価協力者の協力を得て、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

② 現地調査

(a) 質問事項

研究代表者に対して、事前に書面による評価で明らかにされなかった点を中心として質問事項を提示する。

(b) 現地調査で用いる資料

研究進捗状況報告書及び関係書類（研究計画調書、交付申請書及び実績報告書（収支決算報告書））等をもとに行う。

(c) 時間配分の目安

2～3時間程度

(d) 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

評価者等は、研究代表者の研究室等において、研究代表者及び研究分担者等から事前に提示した質問事項を中心に説明を受ける。

(e) 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担うとともに、指導・助言等を行う。また、必要に応じて評価協力者の協力を受けるものとする。

(f) 現地調査報告書の作成

担当委員は、現地調査の結果を現地調査報告書にまとめ、運営小委員会に提出する。

(4) 合議の進め方

① 各小委員会

各小委員会は、ヒアリングを行った研究課題について、「(5)① 評価に当たっての着目点(a)～(f)」の各要素に着目し、「(5)② 評価基準」により合議を行い、研究進捗評価案を作成する。

なお、「評価基準」が「C」の場合は、研究経費の減額又は研究の中止について検討する。

また、学術研究以外で問題があった場合は、その内容とともに、「(5)② 評価基準」で整理した区分に「F」を付す。

担当委員は、合議による評価結果を踏まえた評価コメント案を作成する。

② 運営小委員会

運営小委員会は、研究進捗評価案及び評価コメント案について合議を行い、研究進捗評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

(5) 評価に当たっての着目点及び評価基準

① 評価に当たっての着目点

(a) 研究を推進する必要性

- ・推薦の趣旨に照らし、採択時以降の関連研究分野の学術動向を踏まえた上で引き続き研究を推進する必要性は高いか。

(b) 研究の進展状況

- ・当初の研究目的に沿って、着実に研究が進展しているか。
- ・今後の研究推進上、問題となる点はないか。

- (c) これまでの研究成果
 - ・当初の研究目的に照らして、現時点で期待された成果をあげているか。(又はあげつつあるか。)
- (d) 研究組織
 - ・同一又は複数の研究機関に所属する研究者が数人で共同して行う研究においては、研究組織が研究者相互に有機的に連携が保たれ、活発な研究活動が展開される研究組織となっているか。
- (e) 研究経費の使用状況
 - ・購入された設備等は有効に活用されているか。
 - ・その他、研究費は効果的に使用されているか。
- (f) 研究目的の達成見込み
 - ・研究期間が終了するまでの間に研究目的を達成する見込みがあるか。
 - ・今後の研究計画・方法の妥当性はどうか。

② 評価基準

区分	評価基準
A+	当初目標を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる
A	当初目標に向けて順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる
B	当初目標に対して研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	当初目標より研究が遅れ、研究成果が見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

(研究進捗評価結果の開示等)

第17条 研究進捗評価結果は、各評価者及び評価協力者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、評価結果及び所見を研究代表者に開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2 所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。

第4章 事後評価

(事後評価の実施体制)

第18条 事後評価の実施体制は次のとおりとする。

一 特別推進研究及び学術創成研究費

審査・評価第一部会に置く運営小委員会及び各小委員会において実施する。

二 基盤研究(S)

審査・評価第二部会に置く運営小委員会及び各小委員会において実施する。

(事後評価の方法)

第19条 事後評価は、対象となる研究課題の研究の目的達成度等を把握するとともに、当該研究の今後の発展に資するために行うものであり、その方法は次のとおりとする。

一 特別推進研究

(1) 事後評価の時期及び方法

- ① 第4条第3号の規定にかかわらず、特別推進研究の研究課題について、次のア及びイに掲げる場合には、事後評価のためのヒアリングを行わないことができる。
 - ア 「研究計画最終年度前年度の応募」において、当該研究課題を廃止しつつ、継続的に当該研究を行おうとするため、同一の研究代表者が応募した研究課題が採択された場合
 - イ 事後評価の実施年度に、当該事後評価を行うべき研究課題に係る研究を継続的に行うため、同一の研究代表者が新規に応募した研究課題について、審査のためのヒアリングが行われた場合
- ② 事後評価は、ヒアリング及び合議により行うものとする。

(2) 事後評価の進め方

〔事後評価の進め方〕

- ① 各小委員会は、事後評価を行う研究課題について、ヒアリングを行った後、合議により事後評価案を作成する。
- ② 運営小委員会は、各小委員会の作成した事後評価案に基づき、合議により事後評価を決定する。

〔ヒアリングの進め方〕

- ① 担当委員の決定
各小委員会は、ヒアリング研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、担当委員を2名程度決定する。担当委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。
- ② 各小委員会におけるヒアリングは、研究終了報告書、追加説明資料、中間評価結果及び関係書類（研究計画調書、交付申請書及び実績報告書（収支決算報告書））等をもとに行う。
- ③ 各評価者は、「(3)① 評価に当たっての着目点(a)～(c)」の各要素に着目し、「(3)② 評価基準」により評価を行う。
 - ア 実施時期： 6月～9月
 - イ 説明者： 研究代表者を含め3名以内
 - ウ 時間配分の目安
 - (a) 研究代表者等からの研究成果等の説明・・・・・・・・・・ 10分
 - (b) 質疑応答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10分
 - (c) 審議及びコメントの記載・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5分

〔合議の進め方〕

- ① 各小委員会は、ヒアリングを行った研究課題について、「(3)① 評価に当たっての着目点(a)～(c)」の各要素に着目し、総合的な判断の上、「(3)② 評価基準」により合議を行い、事後評価案を作成する。なお、学術研究以外で問題があった場合は、その内容とともに、「(2)②事後評価基準」で整理した区分に「F」を付す。
- ② 運営小委員会は、各小委員会の事後評価結果案に基づき、「(3)① 評価に当たっての着目点(a)～(c)」の各要素に着目し、総合的な判断の上、「(3)② 評価基準」により合議を行い、事後評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

(3) 評価に当たっての着目点等

① 評価に当たっての着目点

(a) 研究目的の達成度

- ・当初の研究目的に照らして、その達成の度合いはどうか。

(b) 当該学問分野及び関連学問分野への貢献度

- ・当該学問分野及び関連学問分野における研究の発展に関し、革新的な貢献ができたか。

(c) 研究成果

- ・当初の研究目的に照らして、国際的に評価の高い成果をあげたか。
- ・研究成果の積極的な公表、普及に努めているか。

② 評価基準

区 分	評 価 基 準
A+	期待以上の研究の進展があった
A	期待どおり研究が進展した
B	期待したほどではなかったが一応の進展があった
C	十分な進展があったとは言い難い

二 基盤研究(S) (略)

三 学術創成研究費

(1) 事後評価の方法

- ① 事後評価は書面により行うものとし、必要に応じてヒアリング又は現地調査若しくはその双方を行う。
- ② ヒアリング及び現地調査の実施に際しては、研究代表者に対して、事前に質問事項を提示する。
- ③ 事後評価対象の研究課題ごとに、小委員会に属する委員を担当委員として置くこととする。担当委員は、評価協力者の協力を得て、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。
- ④ 書面評価結果並びにヒアリング又は現地調査を実施した場合はその結果に基づき、合議により事後評価を決定する。

(2) 事後評価の進め方

〔書面評価の進め方〕

- ① 事後評価の対象研究課題について、研究代表者が作成する研究終了報告書及び関係書類（研究計画調書、中間評価の際の研究進捗状況報告書、中間評価結果、推薦書等）に基づき、研究目的の達成度等について書面評価を実施する。

- ② 評価者及び評価協力者は、研究終了報告書等に基づき、事後評価意見書を作成する。
- ③ 事後評価意見書及び研究終了報告書等に基づき、研究課題ごとに審議し、必要に応じてヒアリング又は現地調査若しくはその双方を行う。

〔ヒアリングの進め方〕

- ① ヒアリングの対象研究課題の研究代表者等を招集し、質問事項への回答等を受けるとともに、意見交換等を行う。
- ② 説明には、研究終了報告書のほか、必要に応じて追加説明資料を用いることができる。
 - ア 時間配分の目安
 - (a) 研究代表者等からの研究目的達成度等の説明 10分
 - (b) 質疑応答 15分
 - (c) 審議、コメントの記載 5分
 - イ 説明者 研究代表者及び研究分担者 3名以内
- ③ ヒアリング終了後、評価者及び評価協力者が作成したヒアリングチェック票に基づき、研究課題ごとに審議する。

〔現地調査の進め方〕

調査者が現地に出発し、説明者から質問事項への回答等を受けるとともに研究の目的達成度等を視察し、説明者と意見交換を行うとともに必要に応じて指導・助言等を行う。

- ① 調査者 担当委員、評価協力者
- ② 調査期間 2～3時間程度
- ③ 調査内容 書面等による評価で明らかにされなかった点を中心として調査を行う。
- ④ 説明者 研究代表者、研究分担者

〔合議の進め方〕

- ① 各小委員会は、書面評価結果並びにヒアリング又は現地調査を実施した場合はその結果に基づき、「(3)①事後評価に当たっての着目点」の各要素に着目し、「(3)②事後評価基準」により合議を行い、事後評価案を作成する。なお、学術研究以外で問題があった場合は、その内容とともに、「(3)②事後評価基準」で整理した区分に「F」を付す。
- ② 運営小委員会は、小委員会の事後評価案に基づき、「(3)①事後評価に当たっての着目点」の各要素に着目し、「(3)②事後評価基準」により合議を行い、事後評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

(3) 事後評価に当たっての着目点等

- ① 事後評価に当たっての着目点
 - ア 研究計画、目的の達成度について
 - ・当初の研究計画、目的に照らし、採択時以降の関連研究分野の学術動向を踏まえた上で、その達成の度合いはどうか。
 - イ 当該学問分野及び関連学問分野への貢献度について
 - ・当該学問分野及び関連学問分野における研究の発展に関し、貢献の度合いはどうか。
 - ウ 研究成果について
 - ・学術創成研究費の趣旨及び当初の研究計画、目的に照らし、学術創成研究費として意義ある成果をあげたか。(又はあげつつあるか。)
 - ・研究成果の普及性、波及性はどうか。また、研究成果の積極的な公表に努めているか。

② 事後評価基準

区 分	評 価 基 準
A+	期待以上の研究の進展があった
A	期待どおり研究が進展した
B	期待したほどではなかったが、一応の進展があった
C	十分な進展があったとは言い難い

(事後評価結果の開示等)

第20条 事後評価結果は、各評価者及び評価協力者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、各部会における評価結果及び所見を研究代表者の開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2 所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。